

工業調査票丙

(製造業に属する企業の本社又は本店用)



指定統計第10号

Table with columns for '業種' (Industry) and '産業分類' (Industry Classification)

Header information fields: 市区町村番号, 工業調査事業所番号, 工業調査区番号, 基本調査区番号

5 4 3 この調査票は、申告者に利害関係を生ずるような目的には使用されません。この調査票は、調査員に二部提出してください。一部は都道府県に、一部は通商産業省で記入します。欄は都道府県、※欄は通商産業省で記入します。それぞれ厳重に保管されます。

Main form area containing sections I through VI with detailed instructions and data entry fields.

Main form area containing sections 1 through 12 with detailed instructions and data entry fields.

2 1 記入にあたっては、各項目の説明をよく読んでください。金額は、一万円未満は四捨五入して、万円まで記入してください。この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づき指定統計調査で、製造業に属するすべての事業所は申告の義務があります。

通商産業省